第10 「北海道Society5.0」の実現に向けた取組の推進 <次世代社会戦略局デジタルトランスフォーメーション推進課>

1 「北海道Society5.0推進計画」

(1) 計画の概要

道では、IoTやビッグデータ、AIなどの未来技術の活用を一層推進し、本道が抱える様々な課題を解決するとともに、感染症や気候変動に伴う大規模自然災害の頻発化などといった不測の事態にも揺るがない北海道の強靱化、さらには、単に現状の課題を克服するだけでなく、様々な分野において、その取組や施策が有機的に連携し、本道の基幹産業である一次産業を始めとした産業競争力の抜本的な強化や地域社会の活性化、より質の高い暮らしを実現する「北海道Society5.0」の実現に向け、取り組むべき施策について、道民の方々や市町村、民間の事業者の方々と共有する指針を示すべく「北海道Society5.0 推進計画」を策定しました。

なお、本計画は「官民データ活用推進基本法」に基づく「都道府県官民データ活用推進計画」として位置づけています。

2030年頃の北海道の未来社会「北海道Society5.0」

未来技術を活用した活力にあふれる北海道

- ◆未来技術を活用して道内の様々な課題を解決し道民生活の質を向上
- ◆未来技術の活用を前提とした社会・産業の変革を推進



(2) 施策の展開方向

本計画では、「北海道総合計画」のめざす姿『輝きつづける北海道』及び「北海道Society5.0 構想」で描いた『未来技術を活用した活力にあふれる北海道』の実現に向け、「暮らし」、「産業」、「行政」の3つの分野に加え、横断的視点として「データの利活用」、そしてそれらを支える「基盤整備」を施策の柱として取組を推進します。

具体の取組を推進するにあたっては、5つの柱ごとに中長期的な観点から2025年度(令和7年度)を目途に取り組むべき目標を定めています。

2 デジタルトランスフォーメーションの推進

(1) オープンデータの活用推進

オープンデータとして公開する行政データの拡充や機械判読に適したデータ形式での公開を 進めるとともに、市町村におけるオープンデータの取組を支援・促進し、データの連携・活用 を通じた道民サービスの一層の向上に努めます。

(2) 北海道におけるドローン利活用の推進

国の規制緩和により様々な分野におけるドローンの活用が期待されており、積雪寒冷、広域分散の地域特性を持つ本道のハンディ克服につなげていく取組を推進します。

(3) 市町村のデジタルトランスフォーメーションの支援

国が策定した「自治体DX推進計画(R2.12)」に基づき、市町村が2025(令和7)年度までにシステムの標準化や標準準拠システムへの移行対応などを支障なく進められるよう、国からの情報の共有や、国との調整、進め方の助言など、市町村への支援を行います。

(4) 電子自治体の共同化の推進

道と市町村等で構成する「北海道電子自治体共同運営協議会」と電子自治体を推進するための第3セクターである株式会社HARPとの連携の下、HARP構想*に基づき、共同利用型の電子申請、電子入札サービス等の利活用を促進するなど、市町村における共同利用型サービスの展開を図ります。

* HARP【ハープ】Harmonized Applications Relational Platform (調和型アプリケーション連携基盤)の略。 道と市町村が、効率的・効果的に共同アウトソーシング方式による電子自治体の取組を推進するもの。

(5)情報通信基盤の整備

携帯電話、超高速ブロードバンド環境など地域における情報通信基盤の整備と利活用を促進します。

(6) 社会保障・税番号(マイナンバー)制度の運用

社会保障、税、災害対策分野での情報連携やマイナンバーカードを活用した公的個人認証など、強固なセキュリティ環境を確保した上で、行政の効率化や住民の利便性の向上に資するよう、マイナンバー制度の円滑な運用に取り組むとともに、マイナンバーカードの普及促進に努めます。

3 施策の推進体制

道と国、市町村、産業界・学界、道民などの多様な主体が連携・協働し、「北海道Society5.0」の実現に向けた取組を効果的かつ効率的に推進します。

(1) 北海道Society5.0推進会議の運営

「北海道Society5.0」の早期実現に向けて、オール北海道での取組を進めるため、学識経験者や関係機関・団体、経済界、市町村などを構成員とした会議を設置・運営し、未来技術の地域実装やデータの利活用、デジタル人材の育成・確保などについて協議を行い、道民視点に立った施策の展開を図ります。

(2) 全庁的な取組の展開

全庁横断的な会議を設置・運営し、庁内各部との総合調整を図りながら、道庁が一体となって北海道Society5.0の実現に向けた施策を推進・展開します。

(3) 北海道顧問の任命

デジタル技術の利活用に関し豊富な経験と幅広い知見を有し、国の動向などに詳しい有識者を顧問として任命し、専門的な立場からの助言を受けながら、本道におけるデジタル化に向けた施策を推進・展開します。

(4) 道庁のデジタル人材の育成・確保

デジタル技術を道庁の様々な業務やサービスに有効活用できる人材を計画的に育成・ 確保するため、令和4年11月に策定した「北海道職員のデジタル人材育成に関する計画」 に基づく、デジタル人材の育成の取組を進めます。

(5) 北海道 I T施策推進連絡会議 (DO I T 6) の運営

北海道総合通信局、北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道農政事務所と道が、道内の情報化に関し連携して取り組むべき施策等について検討協議を行います。

(6) 地域情報化推進会議の運営

道内各地域において、地域の実情に即した情報化を推進するため、情報共有や意見交換等を 行います。

(7) 北海道電子自治体共同運営協議会の運営

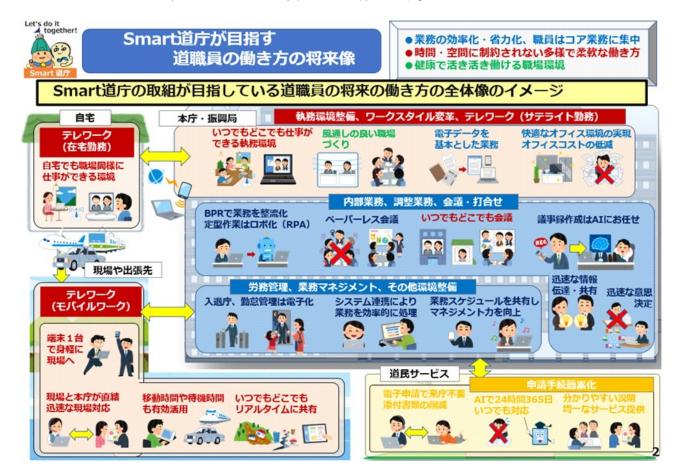
HARP構想を推進するため、道と市町村による検討協議等を行います。

第11 道庁のデジタル化の推進

<次世代社会戦略局情報政策課>

1 Smart道庁の推進に向けた環境整備

勤務環境を変え、仕事の仕方を変えることで、職員の意識と行動が変わり、それがさらに勤務環境や業務改善に繋がるという好循環のサイクルを生み出すSmart道庁の取組を推進します。この取組により、職員が持てる能力を最大限発揮できる職場環境をつくり、道庁の組織活力を向上させることで、道民サービスの質の向上に繋げます。



2 道庁のデジタル化の推進

(1) 災害に強い情報通信基盤の整備

大規模災害に備え、道と市町村等を結ぶ「北海道総合行政情報ネットワーク(防災回線)」の 更新整備に取り組み、安定的な運用を図ります。

(2) 道庁のデジタルトランスフォーメーションの推進

道民の皆様にとって利便性の高い申請・届出、調達の電子化を推進するとともに、庁内の情報システムの質を更に高め、RPAやAIなどといった新たなICTの積極的な利活用を推進することで行政サービスの一層の向上を図ることを目的とし、全体の効果的・効率的なシステム運用を目指す情報システム最適化、テレワークの環境整備、LGWANなど各種情報通信基盤の効果的な利活用の推進、記録媒体やライセンスなどの情報資産の適切な管理、情報セキュリティ対策の推進などの取組を進めます。

(3) 災害に強い電子自治体の取組

情報システムの全体最適化の取組を推進する中で、データセンターの活用やクラウドの導入 等について検討します。

(4) 災害時における I C T 部門の業務継続の確保

道の災害時における重要な業務を支える情報システムに係る代替・復旧対策等をまとめた「ICT部門の業務継続計画(ICT-BCP)」の推進に取り組むとともに、市町村のICT-BCPの策定に係る取組についても支援を行います。

3 施策の推進体制

(1) Smart道庁の推進

副知事をトップとしたSmart道庁推進本部や関係課長で構成される幹事会などにより、全庁で Smart道庁の取組の目指す姿を共有しながら、庁内のICTの利活用を推進します。

(2)情報セキュリティ対策

副知事をトップとして情報セキュリティ対策に関する重要事項の決定などを行う情報セキュリティ委員会により、情報セキュリティ対策を全庁的かつ統一的に実施します。

第12 科学技術の振興

<次世代社会戦略局科学技術振興課>

本道の経済の活性化と自立的発展、安全で安心な生活基盤の創造及び環境と調和した持続的な 社会の実現に寄与することを目指し、道では、国の大型プロジェクトを活用した研究開発拠点の 形成や研究開発機能の充実など、科学技術の振興に取り組んでいますが、広大な本道において産 業の振興を一層図るためには、各地域の様々な特性や政策課題を踏まえつつ、産学官金の関係者 が強固に連携をとりながら、大学を核とした研究開発拠点の形成や、地域資源を活かした新事業 ・新産業の創出など、本道経済の自立化及び活性化に向けた取組を進める必要があります。

道では、本道の科学技術の振興に関する基本理念を定めることなどを目的に、「北海道科学技術振興条例」(平成20年4月施行)を都道府県としては初めて制定し、令和4年度には、自然科学と人文科学の連携のもとでの科学技術の一層の振興に向け、本条例を改正しました。

さらに、令和5年3月に、本条例に基づく科学技術の振興に関する基本的な計画を定めた「第4期北海道科学技術振興基本計画」を新たに策定し、この計画に基づき、産学官金等の協働の推進、知的財産の創造、保護及び活用などに取り組むことで、北海道における科学技術の振興を推進していきます。

また、平成22年4月に道立試験研究機関を統合して設立した地方独立行政法人北海道立総合研究機構(道総研)の円滑な運営を支援します。

1 産学官金等の協働の推進

(1) 研究開発拠点の形成促進

道では、地域の課題解決や新産業の創出に向け、道内大学との緊密な連携・協力体制を構築し、国の大型プロジェクトの獲得や新規プロジェクトの発掘などを着実に推進しています。

このほか、産学官の連携によるリサーチ&ビジネスパーク構想を推進するため、(公財) 北海道科学技術総合振興センターの機能を最大限活用して研究開発から事業化までの取組を一貫して支援するとともに、北海道大学等が実施している一次産業をスマート化しバイオブランドの確立を図る「地域バイオコミュニティの形成」や、少子化の克服や新しい食の価値共創を目指す「共創の場形成支援プログラム」など関連するプロジェクトの支援を行います。

また、大学の研究シーズを産業創出に結びつけていくインキュベーション施設の入居者に対する支援を行います。

(2) 産学官の共同研究への支援

産学官の連携による科学技術の振興を推進するため、(公財) 北海道科学技術総合振興センターと連携して産学官が行う科学技術の基礎的・先導的な研究や新技術の創出などに繋がる研究を支援するとともに、ICTやAI、ロボットなどの先端技術を活用した新たな取組の創出を図るため、道内大学、企業等による共同研究やその成果の製品化・事業化等の支援を行います。

(3) 研究交流の推進とコーディネート機能の充実

道内各地でのコーディネート活動を推進するため、産学官連携担当者等による全道産学官ネットワーク推進協議会を運営するとともに、大学等の研究機関、支援機関、金融機関のコーディネータの連携を図る、北海道コーディネータ・ネットワーク・フォーラムを開催します。

2 知的財産の創造、保護及び活用

本道において知的財産を戦略的に活用した新技術の創造と新産業の創出を図り、道内企業等の競争力強化を目指すため、知的財産の創造、保護及び活用からなる「知的創造サイクル」の確立を図る必要があります。そのため、道と北海道経済産業局が共同で、オール北海道の推進体制として「北海道知的財産戦略本部」を設置・運営するとともに、構成機関が一体となって各種施策を展開します。

また、経済のグローバル化の進展や近隣諸国の経済成長に伴い、海外との競争が激化し知的 財産を活用した競争力強化の必要性が高まっていることから、地域団体商標や地理的表示(GI) 保護制度などの活用について啓発するとともに、関係機関と連携して対応を推進します。

3 科学技術振興の環境づくり

(1) 道民が科学に親しむ機会の創出

道民が科学技術に触れ、親しむ機会を創出するため、企業や試験研究機関、教育機関等と連携・協力し、研究成果等の紹介や実験などの体験を通じて科学を楽しく学ぶことができる体験型科学イベント「サイエンスパーク」を開催します。

(2)優れた研究開発等の顕彰

優れた発明や研究などを行い、道民生活の向上と地域産業の発展に寄与した個人又は団体に対して「北海道科学技術賞」や「北海道科学技術奨励賞」を贈呈するなど、優れた研究開発等を顕彰し、その功績を広く周知します。

4 地方独立行政法人北海道立総合研究機構(道総研)の運営支援

道総研が、道内外の様々な大学や研究機関などとの連携を図りながら、総合力を発揮し、農業、水産業、林業、工業、食品産業、環境、地質及び建築の各分野に関する試験、研究、技術支援等を行い、道民生活の向上及び道内産業の振興に寄与することができるよう、円滑な運営を支援します。

第13 地域創生・人口減少問題対策の推進

<地域創生局地域戦略課>

1 第2期北海道創生総合戦略の効果的な推進

令和3年(2021年)12月に改訂した第2期北海道創生総合戦略(令和2年度~令和6年度)に基づき、各施策の効果的な推進を図るとともに、国の地方創生関係交付金も活用しながら、地域創生・人口減少問題に関する施策を一体的に推進します。

(1) 戦略推進の基本方針

総合戦略に掲げる施策は、基本認識の共有と全員参加、市町村戦略との一体的推進、札幌市 との連携強化、ポストコロナを見据えた社会変革や行動変容への対応など、7つの方針に基づ き推進を図ります。

(2) 重点戦略プロジェクトの展開

基本戦略に掲げる施策のうち、北海道の人口減少対策の中核として、地域創生の根幹をなす「まち」「ひと」「しごと」の3本柱に対応した3つのプロジェクトのほか、その効果を高める横断的な取組として2つのプロジェクトを設定し、戦略の推進期間である5年間を通じて政策資源を集中投入するなど、重点的な展開を図ります。



(3) 市町村戦略支援

地域づくりの拠点である振興局を中心に、地域の実情に応じ、市町村総合戦略の着実な推進 に資する市町村の創意工夫を活かした取組が行えるよう、「資金・人・情報」の3つの側面から 積極的に支援を行います。

(4) 札幌市との連携

「地域の発展なくして札幌市、北海道の発展はない」との共通認識のもと策定した「北海道と札幌市の連携による人口減少対策共同プログラム(2020~2024年)」に基づき、「自然減」と「社会減」対策の双方に寄与する「働き方改革と女性活躍の推進」、「首都圏等からの移住・UIターンや若者の地元定着の促進」に加え、「関係人口の創出・拡大に向けた連携」など「札幌市が有する都市機能等の地域での活用促進」を推進します。

2 総合振興局・振興局を拠点とした地域づくりの推進

地域を取り巻く社会経済情勢が厳しい状況にある中、様々な地域課題の解決や地域の活性化を図るためには、道民、市町村及び道が相互に連携・協働しながら、地域振興に関する施策を強力に推進していくことが必要です。

こうした考え方に立ち、道では、平成21年4月に、地域振興に関する基本理念や道の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定める北海道地域振興条例を施行し、平成26年10月には、人口減少に伴う地域課題への対応や地域の実情に応じた施策の効果的な推進に当たって、振興局がその中核的な役割を担うことなどを施策推進の基本方針に加える条例改正を行いました。

引き続き、この条例の基本理念や施策推進の基本方針に基づいた各般にわたる地域政策を総合的かつ計画的に進めます。

また、地域の多様な課題に対応し、地域の実態を踏まえた施策を効果的に推進していくためには、地域づくりの拠点である振興局が市町村と一体となって地域の強みや可能性を活かした取組を進めていくことが重要であり、振興局による各般の地域振興施策を最大限活用し、市町村とともに地域づくりを推進します。

(1) 連携地域別政策展開方針に基づく施策の推進

令和3年12月に策定した「連携地域別政策展開方針」は、北海道地域振興条例に基づき、地域振興を効果的に推進するため、北海道総合計画が示す政策の基本的な方向に沿って6つの連携地域ごとに策定する地域計画であり、それぞれの地域のめざす姿の実現に向け、多様な主体と連携・協働して、地域の特性や資源などを活かしたプロジェクトを推進します。

方針の推進に当たっては、振興局所管地域ごとに「地域づくり連携会議」などを開催し、プロジェクトの効果的な推進を図るとともに、総合計画に基づく「重点戦略計画」や「特定分野別計画」と一体で推進します。

(2) 振興局からの政策提案を通じた施策等への反映

振興局が地域とともに課題解決に向けた取組を進めていくための対応を「政策提案」として 取りまとめ、全庁横断的な調整を行いながら、道の施策への反映を図ります。

(3) 振興局独自政策の実施

振興局自らが地域と連携・協働のもと、地域に根ざした政策を実施する「地域政策推進事業」により、地域課題の解決に向けた取組や道・市町村の総合戦略の推進を図ります。また、「地域 共創推進事業」によって、民間事業者等との連携による地域創生を推進します。

事業の実施にあたっては、地域の実情を十分に踏まえるほか、市町村との協働により実施される事業を地域づくり総合交付金で支援するなど、振興局と市町村が一体となった地域づくりを一層強化していきます。

(4) 地域における政策の形成

振興局が、市町村の創生総合戦略の推進状況や地域課題を把握するための「地域創生ミーティング」のほか、振興局と市町村の協働プロジェクトのブラッシュアップや新たな施策検討を行う「振興局と市町村との協働政策検討会」などの実施を通じて、地域の課題解決に向けた政策の形成を図ります。

(5) 地域への人材支援

振興局長が市町村長からの意向を踏まえながら派遣先市町村を決定できる「地域振興派遣」や市町村の地域創生の取組に重点的に対応するため、振興局職員が出張により協力・支援を行う「地域創生出張サポート制度」により、地域ニーズに対応した市町村への人材支援を実施します。

3 知事の地域訪問の実施

知事が地域を訪問し、市町村長や地域づくり実践者等との対話や懇談、先進事例の視察など を通して地域課題等を共有し、解決に向けた施策の立案及び実施により、効果的・効率的な取 組を推進します。

<地域創生局地域政策課>

1 地域政策の推進

北海道地域振興条例や北海道創生総合戦略、各市町村の総合計画や創生総合戦略などに基づく各地域の重要な施策等を重点的に推進するため、地域の実情に応じた政策の形成や地域の創意と工夫による自立的な取組を推進します。

(1) 地域活性化に向けた支援

個性豊かで活力に満ち、人々が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、地域課題の解決や地域活性化を図るために実施する地域の創意と主体性に基づく市町村や各種団体等の様々な取組に対し、「地域づくり総合交付金」で支援します。

また、(一財) 地域活性化センター等の各種助成制度について助言等を行うとともに、(一財) 地域総合整備財団(ふるさと財団)と連携して民間事業活動等を支援します。

(2) 地域再生等の取組の促進

公的需要に大きく依存する北海道の地域経済が民間主導の自立型経済へと転換していけるよう、「地域再生」の提案や計画作成に向けた地域の自主的・主体的な取組を促進します。

また、地域の活性化を一層促進するため、知事の権限にかかわる規制の緩和や支援を行う北海道版構造改革・地域再生特区(北海道チャレンジパートナー特区)の取組を推進します。

2 条件不利地域の支援

道内には、人口減少により地域の活力が低下し、過疎地域に指定されている152市町村のほか、 条件不利地域として、交通等のハンディキャップがある離島6町、生活の利便性に課題がある 辺地を抱える75市町村(総合整備計画を定めている市町村)、産業基盤や生活環境の整備等が必 要な山村地域を有する96市町村、半島地域25市町村及び特別豪雪地帯86市町村があります。

道では、国や市町村と連携し、このような条件不利地域に対する国の特別施策を推進することにより地域の振興発展に努めるとともに、国の交付金を活用した協調補助や道単独補助金などにより、地域の実情に即して進められる個性的で魅力あるまちづくりを支援します。

(1) 地域振興計画等の推進

- ① 道が策定する北海道過疎地域持続的発展方針・計画、北海道離島振興計画、半島振興計画、北海道山村振興基本方針及び特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する北海道計画を推進します。
- ② 市町村が策定する辺地総合整備計画、過疎地域持続的発展計画及び山村振興計画に対し、助言を行います。

(2) 地域振興施策による支援

過疎地域及び豪雪地帯の対策並びに離島地域、半島地域及び山村地域の振興のため、国の補助事業等を活用した地域振興の取組や施設整備を促進するほか、特定有人国境離島地域の離島 航路及び航空路運賃の低廉化を支援するとともに、雇用機会拡充や滞在型観光等を促進します。

また、本土と比較して価格差のある離島地域の家庭用プロパンガスの航路運送費について支援します。

3 集落対策の促進

道内の集落では、人口減少により小規模化や高齢化が進行し、地域活性化を担う人材不足や 生活環境の悪化など、課題がより複雑・多様化しているところです。

そのため、市町村や住民の主体的な取組の促進を図ることを目的に、集落対策に取り組む市町村のサポートをはじめ、集落問題に関する研究、地域の課題解決を支援するための個別相談会や集落間の交流を深める場づくりに取り組みます。

さらに、集落の維持・活性化のための支援や、先進的な取組等の普及・発信、地域を支える 人材・担い手育成に取り組みます。

4 地域づくり活動の促進

人口減少や少子高齢化、人々の価値観や生活様式の多様化など地域社会を取り巻く環境が大きく変化し、住民ニーズや地域課題が複雑化する中で、活力にあふれ、持続可能な地域づくりを進めていくためには、行政のみならず、市民やNPO、企業など地域の多様な主体がその担い手となってお互いに協力し合い、地域が目指す方向に向かって取り組んでいくことが必要になってきています。

このため、道では、様々な課題に自ら立ち向かうことができる活力ある地域社会の構築を目指し、多様な主体が連携して身近な課題を解決し、地域の価値を高める力である「地域力」の育成・向上に向けた取組を推進します。

また、地域の魅力ある資源を活用した地域づくりに取り組みます。

(1)「地域力」の育成・向上に向けた情報の収集・発信

「地域力」の育成・向上の必要性や道の取組、地域における取組手法、道内外の先進事例など「地域力」に関する情報の収集・発信を行い、「地域力」に対する道民や市町村の理解を深め、「地域力」の向上に向けた全道的な取組を促進します。

(2) 地域づくり活動への支援

地域づくりに取り組んでいる活動現場に伺い、情報提供や相談業務、意識醸成など、地域づくりのサポートに取り組むとともに、住民と行政の協働の取組手法や実践活動のスキルを習得する機会を設け、地域づくりを進める際に核となる担い手の育成を行います。

また、人口の急減に直面している地域において、地域の担い手が確保されるよう、特定地域づくり事業協同組合制度の活用を市町村に働きかけます。

(3) 歴史・文化・自然に関する地域資源を生かした地域づくりの推進

日本遺産や、ジオパーク、恐竜・化石など、歴史・文化・自然に関する地域資源を生かした 個性あふれる地域づくりを支援します。

また、道内の歴史的建築物や自然、ジンギスカン、アイヌ文様など、次の世代へ引き継ぎたい有形・無形の財産の中から「道民の宝物」として選定された74件の北海道遺産について、「NPO法人北海道遺産協議会」と連携し、その保全や活用の取組を支援します。

5 移住・定住施策の推進

東京(東京交通会館8階)及び道庁内に開設している「北海道ふるさと移住定住推進センター」において、「しごと」「住まい」「暮らし」など本道への移住に関する情報提供やきめ細かな相談対応を行います。

また、市町村等で構成する「一般社団法人北海道移住交流促進協議会」をはじめとする関係機関と連携しながら、セミナーや相談会等を開催するほか、本道の移住施策についてターゲティング広告などを活用したプロモーションを展開するなど、移住関心層への積極的かつ効果的な情報発信に取り組みます。

6 北海道らしい関係人口の創出・拡大に向けた取組

本道出身の方はもとより、様々な形で北海道に関わりを持っていただいている方などを北海道らしい関係人口として、新しい働き方であるワーケーションの取組を推進するとともに、道への関心を持つ若年層を対象としたバーチャルイベントを開催するなど、関係人口の更なる創出・拡大を図ります。

7 自転車の活用及び安全な利用の推進

「北海道自転車条例」が掲げる理念の実現に向け策定した「第2期北海道自転車利活用推進計画」に基づき、国・市町村・関係団体と連携しながら、道民の健康増進、環境負荷低減に資するといった自転車のメリットを感じてもらうイベントの開催や道内の魅力的なサイクルルートのPRなどを行い、自転車の活用及び安全な利用を推進します。

8 東日本大震災による避難者への支援

東日本大震災に伴い、被災地から避難されてきた方々が安心して暮らせるよう市町村や関係 団体等と連携し、総合相談窓口の設置のほか、将来の帰還や生活再建に向けて、生活支援情報 の提供や交流相談会等による心のケア事業を行います。

9 北海道胆振東部地震被災地域の復興支援

平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震により、甚大な被害を受けた地域を支援するため、「平成30年北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興方針」に基づく取組の推進管理、及び被災地域の復旧・復興に向けた地域振興策等に係るニーズの把握や国・関係機関・団体などとの総合調整を行います。

第15 市町村自治の振興

<地域行政局市町村課>

道内市町村は、施策の重点化や組織のスリム化など徹底した行財政改革に鋭意取り組んでいますが、歳入においては、地方税などの自主財源の割合が低く地方交付税に依存したぜい弱な財政構造にあり、歳出においては、扶助費、公債費などの義務的経費の負担が大きく、厳しい財政運営が続いています。

また、住民に身近な行政を執行している市町村が、多様化する行政ニーズに的確に対応していくため、行財政基盤のより一層の充実・強化を図るとともに、行財政運営に関する説明責任を確実に果たすことが求められています。

さらに、住民の日常生活に密接に関連する上水道、下水道、病院事業などの地方公営企業の経営を取り巻く環境については、保有する資産の老朽化に伴う大量更新期の到来や人口減少等に伴う料金収入の減少等により、経営環境は一層厳しさを増している中、必要な住民サービスを安定的に継続していくことが喫緊の課題となっており、特に、医師や看護師の不足などにより大変厳しい経営環境にある病院事業においては、地域医療提供体制の確保と病院経営の健全化が最大の課題になっています。

こうした厳しい市町村の行財政運営の状況を踏まえ、適切な助言や必要な支援等を行います。

1 市町村行政への助言等

市町村がより効率的な行政運営を図るとともに、多様化する行政需要や新たな行政課題に的確に対応できるよう、行政手続の透明性の確保や地域の実情に応じた広域行政の取組など、適切な助言等を行います。

2 市町村財政への助言等

市町村財政が適正かつ円滑に運営されるよう、効率的な財政運営のアドバイスや各種事業推進にあたっての財源相談、また、地方公共団体財政健全化法に基づく各種指標の公表や、統一的な基準による財務書類の作成及び地方公会計制度活用の推進を行います。

さらに、災害に強いまちづくりに向けた防災施設や庁舎改築にあたっての地方債発行をサポートするほか、老朽化対策が大きな課題となっている各種公共施設の総合的かつ計画的な管理を目的とした「公共施設総合(個別)管理計画」づくりに助言していきます。

3 地方公営企業経営健全化への助言等

地方公営企業が効率的かつ健全に経営されるよう、料金や経費負担区分の適正化、経営戦略 や経営健全化計画等の策定・改定及び着実な推進などについて、適切な助言等を行います。

また、令和5年度までに公営企業会計への移行を円滑に進められるよう、市町村の進捗状況 に応じた取組を行います。

4 夕張市財政再生計画の円滑な推進

夕張市における財政再生計画の着実な実行や地域再生に向けた取組等を支援するため、庁内 関係部局と連携し、適切な助言等を行います。

5 市町村振興基金の効果的な運用

市町村の公共施設や生活基盤等の整備などに要する資金の貸付制度である市町村振興基金を効果的に運用し、市町村の振興に必要な財政支援を行います。

6 市町村税の徴収成績向上対策の推進

自主財源である市町村税の収入確保は極めて重要な課題であることから、市町村との相互協力関係を一層強化し、市町村税及び道税の徴収率の向上を図るため、総務部財政局税務課と共同して市町村に助言等を行うとともに、市町村が広域的な徴収組織による滞納整理の取組を行う場合は、庁内関係部局と連携して必要な支援を行います。

7 道と市町村等との職員交流の充実

職員交流を進め、道と市町村等との結びつきを強化し、双方の職員の行政能力の向上や地域振興施策の推進を図ります。

第16 広域連携及び地方分権の推進

<地域行政局行政連携課>

広域分散型の地域特性を有する本道において、人口減少や少子高齢化に伴い今後顕在化する課題に対応し、地域で持続的に多様な行政サービスを提供していくためには、広域的な連携が重要となることから、道と市町村及び市町村間における広域連携の取組を積極的に推進するとともに、地域のことは地域が自ら決定できる分権型社会の構築を目指し、さまざまな特区制度の活用など地方分権の推進に係る取組を進めます。

また、地方からの発意による国の義務付け・枠付けの見直しや地方への事務・権限の移譲などの分権改革についても、全国知事会等と連携しながら、地域の自主性・自立性の一層の向上が図られるよう取組を進めます。

1 自治体間における広域連携の促進

人口減少が進む中、地域が多様な行政サービスを持続的に提供していくため、振興局毎に策定した広域連携による対応の方向性を示す「広域連携前進プラン」に基づき、道と市町村及び市町村間の連携による取組を各地域で実施するとともに、「広域連携推進検討会議」により取組状況を検証し、必要に応じてプランの見直しを図ります。

また、国の広域連携制度の活用が困難な地域における広域連携の取組を地域づくり総合交付金により支援するほか、新たに事務を共同化する市町村等へ道職員を派遣するなど、地域の実情に応じた様々な広域連携の取組を支援します。

2 道州制特区提案に向けた取組

地域が自ら主体的に考え、行動することができる分権型社会を目指し、道州制特区推進法に 基づく国からの権限移譲等を先行的、モデル的に推進します。

3 構造改革特区等の取組

地域の特性を活かした活性化を実現するために、地域の取組の支障となる規制等を緩和する手段の一つである構造改革特区制度等の活用を促進します。

4 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

地方分権一括法に基づく国から地方公共団体への事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等に向け、引き続き、関係先と連携を図りながら円滑に移譲が進むよう調整を行っていきます。また、地方分権改革に関する提案募集方式による提案を、市町村と連携するなど効果的に行うとともに、全国知事会とも連携して、提案の実現に向けた国への働きかけを行うなど、地方分権改革の取組を推進します。

5 道から市町村への事務・権限の移譲

住民サービスの向上を図り、活力ある地域づくりを進めるためには、住民に最も身近な市町村に幅広く事務・権限を移譲し、市町村が行政サービスの中心的な役割を担うことが重要であることから、「道から市町村への事務・権限移譲方針」(平成31年3月改訂)に基づき、市町村への個別説明などによる働きかけを行うほか、権限移譲に係る初期投資に対する財政支援や、多数の権限を受ける市町村等に対する道職員の派遣を実施します。